

福井県報

第 208 号
令和 4 年
8月9日(火)
火曜日発行

目次

- 告示
- 福井県知事管理漁獲可能量の変更(三三二・水産課)……………一
 - 福井県知事許可漁業における制限措置および申請期間(三三二・同)……………一
 - 第五種共同漁業権に係る遊漁規則の変更の認可(三三三～三三五・同)……………四
 - 福井県漁業調整規則違反に関する公開の聴聞の開催(三三六・同)……………八
 - 保安林の指定の予定(三三七～三三九・森づくり課)……………八
 - 保安林の指定の解除の予定(三四〇・同)……………九

公 告

- 政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札の実施(DX推進課)……………一〇
 - 政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札の実施(四件・県立病院)……………一〇
 - 令和四年度採石業務管理者試験の実施(産業技術課)……………一〇
 - 令和四年度砂利採取業務主任者試験の実施(同)……………一一
 - 政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札の実施(公営企業課)……………一一
 - 政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札の落札者の決定(敦賀工業高校)……………一三
 - 政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札の実施(二件・警察本部会計課)……………一四
- 選挙管理委員会告示
- 政治団体の設立の届出(一〇五)……………一八
 - 政治団体の届出事項の異動に係る届出(一〇六)……………一八
 - 政治団体の解散の届出(一〇七)……………一九
- 公安委員会告示
- 警備業法第二十三条第一項に基づく検定の実施(八八・生活安全企画課)……………一九

告 示

福井県告示第331号

漁業法(昭和24年法律第267号。以下「法」という。)第16条第1項の規定に基づき、ころまづろの令和4管理年度(令和4年4月1日から令和5年3月31日までの期間をいう。)知事管理漁獲可能量を次のように定めたので、同条第4項の規定に基づき公表する。

令和4年8月9日

福井県知事 杉本 達治

第1 ころまづろ(小型魚)

1 知事管理漁獲可能量

法第16条第1項の知事管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる知事管理区分に、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

(単位：トン)

知事管理区分	知事管理漁獲可能量
福井県定置漁業	37.8
福井県漁船漁業等	0.4

第2 ころまづろ(大型魚)

1 知事管理漁獲可能量

法第16条第1項の知事管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる知事管理区分に、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

(単位：トン)

知事管理区分	知事管理漁獲可能量
福井県定置漁業	21.8
福井県漁船漁業等	0.1

福井県告示第332号

漁業法(昭和24年法律第267号。以下「法」という。)第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、および同項の規定を実施するため、法第57条第1項の農林水産省令で定める漁業および福井県漁業調整規則(令和2年福井県規則第56号。以下「規則」という。)第4条第1項各号に掲げる漁業につき、規則第11条第1項各号に掲げる事項に関する制限措置および申請すべき期間を次のように定めたので公示する。

令和4年8月9日

福井県知事 杉本 達治
1 許可または起業の認可をすべき船舶等の数および船舶の総トン数または漁業者の数の他の制限措置

表1 法第57条第1項の農林水産省令で定める小型機船底びき網漁業

漁業の種類	漁業種類の名称	許可または起業の認可をすべき船舶等の数	船舶の総トン数	推進機関の馬力数	操業区域	漁業時期	漁業を営む者の資格
小型機船底びき網漁業(手続第1種漁業)	機船底びき網漁業	(略)	15トン未満の範囲において許可証に記載されている船舶の総トン数	許可証に記載されている推進機関の馬力数	(略) 坂井市安島崎から真方位260度の線以北の福井県沖合海域 ただし、次の各号を順次に結ぶ線と陸岸との間の海域を除く。 (1)京都府舞鶴市沖の島北端 (2)前号の点と三方上中郡常神崎突端とを結ぶ線と、大飯郡鋸崎突端と坂井市安島崎突端から西3海里的点とを結ぶ線との交点 (3)前号後段の線と、大飯郡今戸の鼻突端と丹生郡干飯崎突端とを結ぶ線との交点 (4)前号後段の線と、三方上中郡常神崎突端と丹生郡越前岬突端から西1.5海里的点とを結ぶ線との交点 (5)前号後段の線を北に延長した線と、第2号後段の線との交点 (6)坂井市安島崎突端から西3海里的点 (7)石川県羽咋市滝崎突端 (6月1日から6月30日までは、大飯郡鋸崎突端から正北の線以西の海域を除く。)	(略) 1月1日から6月30日までおよび 9月1日から12月31日まで (1月1日から3月31日までおよび11月1日から12月31日まででは、0時から4時までおよび20時から0時までを除く。)	福井県に住所を置く者 石川県に住所を置く者
		9(許可または起業の認可を受けている船舶の数:9隻)			三方上中郡常神崎から正北の線以西の福井県沖合海域 ただし、次の各号を順次に結ぶ線と陸岸との間の海域を除く。 (1)京都府舞鶴市沖の島北端 (2)前号の点と三方上中郡常神崎突端とを結ぶ線と、大飯郡鋸崎突端と坂井市安島崎突端から西3海里的点とを結ぶ線との交点 (3)前号後段の線と、大飯郡今戸の鼻突端と丹生郡	1月1日から5月31日までおよび 9月1日から12月31日まで (9月1日から11月5日は、日没2時間後から日の出2時間後を除く。)	京都府に住所を置く者
		0(許可または起業の認可を受けている船舶の数:0隻)					

表3 規則第4条第1項第18号に掲げるなまこ漁業

漁業の種類	漁業種類の名称	許可または起業の認可をすべき船舶等の数	船舶の総トン数	推進機関の馬力数	操業区域	漁業時期	漁業を営む者の資格
なまこ漁業	なまこ漁業（徒手磯見漁法）	3（許可または起業の認可を受けている漁業者の数：44）	—	—	福井市西畑町大稲場地先に設置した標柱（基点第476号）、基点第476号から真方位306度930メートルの点、坂井市三国町宿地先三国防波堤突端に設置した標柱（基点第477号）および新保導流堤突端を結んだ線および最大高潮時海岸線に囲まれた区域	1月1日から12月31日まで	あわら市 坂井市 福井市 越前町 に住所を置く者
					(略)	(略)	敦賀市に住所を置く者
					(略)	(略)	美浜町に住所を置く者
					(略)	(略)	小浜市に住所を置く者
					(略)	(略)	高浜町に住所を置く者

2 許可または起業の認可を申請すべき期間

- (1) 小型機船底びき網漁業のうち小型機船底びき網漁業（手繰第1種漁業）
令和4年8月9日から令和4年8月23日まで
- (2) あわび漁業
令和4年8月9日から令和4年8月23日まで
- (3) なまこ漁業
令和4年8月9日から令和4年8月23日まで

福井県告示第333号

漁業法（昭和24年法律第267号）第170条第5項の規定に基づき、内水面における第五種共同漁業権に係る遊漁規則の変更の認可をしたので、同条第7項の規定により、次のとおり公示する。

令和4年8月9日

福井県知事 杉本 達治

- 1 漁業権者の名称および住所
若狭河川漁業協同組合
福井県小浜市深谷10-1-3
- 2 漁業権の免許番号
内共第11号、第12号、第13号
- 3 変更の内容
遊漁料の額及び納付方法

若狭河川漁業協同組合 第五種共同漁業権遊漁規則

内共第11号第7条の2のイ、内共第12号第6条の2のイ、内共第13号第7条の2のイ

組合が委託した遊漁承認証取扱店

変更後		変更前	
理容下中	福井県大飯郡おおい町名田庄久坂12-1-3	理容下中	福井県大飯郡おおい町名田庄久坂12-1-3
南川荘	福井県大飯郡おおい町名田庄三重52-18-1	南川荘	福井県大飯郡おおい町名田庄三重52-18-1
山海堂	福井県大飯郡おおい町名田庄納田終1409-11	山海堂	福井県大飯郡おおい町名田庄納田終1409-11
料理旅館 新佐	福井県大飯郡おおい町名田庄久坂4-10-2	料理旅館 新佐	福井県大飯郡おおい町名田庄久坂4-10-2
板谷商店	福井県大飯郡おおい町名田庄虫鹿野10-48	板谷商店	福井県大飯郡おおい町名田庄虫鹿野10-48
(株)カネイチ	福井県大飯郡おおい町名田庄三重32-38	スーパーカーネイチ	福井県大飯郡おおい町名田庄三重32-38
【削除】	【削除】	料理旅館 足立屋	福井県小浜市和多田31-9
水口おとり店	福井県小浜市相生21-35-3	水口清治	福井県小浜市相生21-35-3
ホームページ釣具店	福井県小浜市広峰58	ホームページ釣具店	福井県小浜市広峰58
ビッグ釣具店	福井県小浜市湯岡17-25-1	ビッグ釣具店	福井県小浜市湯岡17-25-1
【削除】	【削除】	行方釣具店	福井県小浜市一番町4-13
【削除】	【削除】	まつおか釣具店	福井県小浜市雲浜1-4-21
仲野實	福井県小浜市忠野7-2-1	仲野實	福井県小浜市忠野7-2-1
【削除】	【削除】	若狭堂	福井県三方上中郡若狭町新道76-3-5
やまびこ	福井県三方上中郡若狭町河内1-4-5	やまびこ	福井県三方上中郡若狭町河内1-4-5
平尾商店	福井県三方上中郡若狭町熊川37-3	平尾商店	福井県三方上中郡若狭町熊川37-3
お食事処どんどん	福井県三方上中郡若狭町三宅20-40-1	【追加】	【追加】
スナイン釣具店	福井県三方上中郡若狭町熊川5-20-1	【追加】	【追加】
アングラーズ枚方出屋敷店	大阪府枚方市招堤南町3-23-8	【追加】	【追加】
キタガワ釣具店	京都府京都市下京区中堂寺壬生川町19	キタガワ釣具	京都府京都市下京区中堂寺壬生川町19

4 変更後の遊漁規則の施行日
令和4年8月9日

福井県告示第334号

漁業法（昭和24年法律第267号）第170条第5項の規定に基づき、内水面における第五種共同漁業権に係る遊漁規則の変更の認可をしたので、同条第7項の規定により、次のとおり公示する。

令和4年8月9日

福井県知事 杉本 達治

1 漁業権者の名称および住所

勝山市漁業協同組合
福井県勝山市鹿谷町
発坂1字河原1-13

2 漁業権の免許番号

内共第1号

3 変更の内容

遊漁料の額及び納付方法

勝山市漁業協同組合 内共同第1号第5種共同漁業権遊漁規則
第6条 遊漁料の額及び納付方法

変更後

(遊漁料の額及び納付方法)

第6条 遊漁料の額は、次のとおりとする。次項ただし書きに規定する方法により納付するときは、1,000円を加算した額とする。

魚種	漁具・漁法	期間	遊漁料			障がい者
			ア～ウ欄 以外の者	ア 中学生 生以下	イ 高校生・女 性	
あゆ	竿釣	1日	3,000円	無料	3,000円	3,000円
		1年	12,000円	無料	6,000円	6,000円
	投網 脇投網	1年	20,000円	無料	20,000円	20,000円
こい ふな いわな やまめ	竿釣	1日	1,500円	無料	1,500円	1,500円
		1年	4,000円	無料	4,000円	4,000円

2 遊漁料の納付は、次に掲げる場所においてしなければならない
い。ただし、当該遊漁をする場所において、漁場監視員に納付することができる。

- (1) 勝山市漁業協同組合 (勝山市鹿谷町筲坂1字河1-13)
(2) 組合が委託した遊漁承認証取扱店

項目	〒	住所	店名	電話番号
1～23	(略)	(略)	(略)	(略)
24	911-0044	勝山市荒土町 松ヶ崎3-115	ファミリーマート 勝山荒土店	0779-89-1788

変更前

(遊漁料の額及び納付方法)

第6条 遊漁料の額は、次のとおりとする。次項ただし書きに規定する方法により納付するときは、1,000円を加算した額とする。

魚種	漁具・漁法	期間	遊漁料			障がい者
			ア～ウ欄 以外の者	ア 高校 生以下	イ 女性	
あゆ	竿釣	1日	3,000円	無料	無料	3,000円
		1年	12,000円	無料	無料	6,000円
	投網 脇投網	1年	20,000円	無料	20,000円	20,000円
こい ふな いわな やまめ	竿釣	1日	1,500円	無料	1,500円	1,500円
		1年	4,000円	無料	2,000円	2,000円

2 遊漁料の納付は、次に掲げる場所においてしなければならない
い。ただし、当該遊漁をする場所において、漁場監視員に納付することができる。

- (1) 勝山市漁業協同組合 (勝山市鹿谷町筲坂1字河1-13)
(2) 組合が委託した遊漁承認証取扱店

項目	〒	住所	店名	電話番号
1～23	(略)	(略)	(略)	(略)
(追加)	(追加)	(追加)	(追加)	(追加)

4 変更後の遊漁規則の施行日

令和4年8月9日

福井県告示第335号

漁業法(昭和24年法律第267号)第170条第5項の規定に基づき、内水面における第五種共同漁業権に係る遊漁規則の変更の認可をしたので、同条第7項の規定により、

次のとおり公示する。

令和4年8月9日

福井県知事 杉本 達治

1 漁業権者の名称および住所

大野市漁業協同組合

福井県大野市明倫町3-37

2 漁業権の免許番号

内共第1号

3 変更の内容

遊漁期間・区域

大野市漁業協同組合 内共同第1号第5種共同漁業権遊漁規則

第4条 遊漁期間・区域

変更後

(遊漁期間)

第4条 次の表の左欄の魚種について、同表の中欄の漁具・漁法により遊漁を行う場合は、それぞれ同表の右欄の期間内でなければならぬ。

魚種	漁業の方法	期 間
あゆ	竿釣(友釣、空かけづり)	公表した解禁日から11月30日まで
	脇投網	公表した解禁日(9月1日以降)から11月30日まで
あまご	竿釣	2月1日から9月30日まで
いわな		
やまめ		
こい	竿釣	1月1日から12月31日まで
ふな		

第4条の規定による期間中であっても、次の表に掲げる左欄の区域内においては、中欄の期間中は、右欄の漁法によるあゆの採捕を行ってはならない。

区域	期 間	漁 法
真名川の富田大橋橋台	公表した解禁日より	脇投網
下流端から麻生島横断	11月30日まで	投網
ブロックまでの区域		

2 前項の公表は、福井新聞に掲載してするものとする。

変更前

(遊漁期間)

第4条 次の表の左欄の魚種について、同表の中欄の漁具・漁法により遊漁を行う場合は、それぞれ同表の右欄の期間内でなければならぬ。

魚種	漁業の方法	期 間
あゆ	竿釣(友釣、空かけづり)	公表した解禁日から11月30日まで
	脇投網	公表した解禁日(9月1日以降)から11月30日まで
あまご	竿釣	2月1日から9月30日まで
いわな		
やまめ		
こい	竿釣	1月1日から12月31日まで
ふな		

(追加)

2 前項の公表は、福井新聞に掲載してするものとする。

- 4 変更後の遊漁規則の施行日
令和4年8月9日

福井県告示第336号

福井県漁業調整規則（令和2年福井県規則第56号）第45条第2項および第3項の規定に基づき、公開の聴聞を次のとおり実施するので、福井県聴聞および弁明の機会の付与に関する規則（平成6年福井県規則第46号）第16条第1項の規定により公示する。

令和4年8月9日

福井県知事 杉本 達治

- 1 聴聞の件名
福井県漁業調整規則違反に関する行政処分
- 2 不利益処分の名あて人となるべき者の氏名および住所
宮本 富士夫
福井県丹生郡越前町道口第8号51番地
- 3 予定される不利益処分の内容および根拠となる法令の条項
船舶の停泊処分
- 4 聴聞の期日および場所
令和4年8月12日午前10時30分から
福井県福井市大手3丁目17番1号
福井県庁2階中会議室
- 5 聴聞に関する事務を所掌する組織の名称および所在地
福井県農林水産部水産課
福井県福井市大手3丁目17番1号

- 1 聴聞の件名
福井県漁業調整規則違反に関する行政処分
- 2 不利益処分の名あて人となるべき者の氏名および住所
山本 寿治
福井県丹生郡越前町厨18号第45番地2
- 3 予定される不利益処分の内容および根拠となる法令の条項
船舶の停泊処分
- 4 聴聞の期日および場所
令和4年8月12日午前11時00分から
福井県福井市大手3丁目17番1号
福井県庁2階中会議室

- 5 聴聞に関する事務を所掌する組織の名称および所在地
福井県農林水産部水産課
福井県福井市大手3丁目17番1号

福井県告示第337号

福井県水産大臣から、森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、保安林に指定する予定である旨の通知があったので、同法第30条の規定により、次のとおり告示する。

令和4年8月9日

福井県知事 杉本 達治

- 1 保安林子定森林の所在場所
南条郡南越前町南今庄69字恩道谷1の2、2、6
 - 2 指定の目的
土砂の流出の防備
 - 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができるとする立木は、当該立木が所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度ならびに植栽の方法・期間および樹種
次のとおりとする。
- （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福井県庁および南越前町役場に備え置いて縦覧に供する。）

福井県告示第338号

福井県水産大臣から、森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、保安林に指定する予定である旨の通知があったので、同法第30条の規定により、次のとおり告示する。

令和4年8月9日

福井県知事 杉本 達治

- 1 保安林子定森林の所在場所
大野市上打波199字安兵エ洞3の1、200字水上1の1、1の2、2、3、201字桃木1の1、1の2、2の1、2の2
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

上打波 199 字安兵衛洞 3 の 1・200 字水上 1 の 1・3 (以上 3 筆について、次の図に示す部分に限る。)

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が存在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものである。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度ならびに植栽の方法・期間および樹種 次のとおりとする。

(「次の図」および「次のとおり」は、省略し、その図面および関係書類を福井県庁および大野市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福井県告示第 339 号

農林水産大臣から、森林法 (昭和 26 年法律第 249 号) 第 29 条の規定により、保安林に指定する予定である旨の通知があったので、同法第 30 条の規定により、次のとおり告示する。

令和 4 年 8 月 9 日

福井県知事 杉本 達治

1 保安林子定森林の所在場所

丹生郡越前町梅浦 114 字奥森腰 90 の 1、91 の 1

2 指定の目的

土砂の崩壊の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が存在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものである。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福井県庁および越前町役場に備え置いて縦覧に供する。)

福井県告示第 340 号

農林水産大臣から、森林法 (昭和 26 年法律第 249 号) 第 29 条の規定により、保安林の指定を解除する予定である旨の通知があったので、同法第 30 条の規定により、次の

とおり告示する。

令和 4 年 8 月 9 日

福井県知事 杉本 達治

一(1) 解除予定保安林の所在場所

今立郡池田町千代谷 85 字繁木谷田ノ中田 17 の 3・18 の 3 (以上 2 筆国有林。次の図に示す部分に限る。)

(2) 保安林として指定された目的

水源のかん養

(3) 解除の理由

ダム用地とするため

二(1) 解除予定保安林の所在場所

今立郡池田町金見谷 42 字南見上谷 6 の 2・6 の 3 (以上 2 筆国有林。) 千代谷 86 字横谷白栗瀬 24 の 5・25 の 4・金見谷 49 字藤右門窪 11 の 7・50 字南揚小谷 2 の 3 (以上 4 筆国有林。次の図に示す部分に限る。)

(2) 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

(3) 解除の理由

ダム用地とするため

三(1) 解除予定保安林の所在場所

今立郡池田町金見谷 42 字南見上谷 6 の 4 (国有林。次の図に示す部分に限る。)

(2) 保安林として指定された目的

なだれの防止

(3) 解除の理由

ダム用地とするため

四(1) 解除予定保安林の所在場所

今立郡池田町谷口 101 字奥ヲシクロ 2 の 5 (国有林。次の図に示す部分に限る。)

(2)

保安林として指定された目的

干害の防備

(3) 解除の理由

ダム用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を福井県庁および池田町役場に備え置いて縦覧に供する。)

公 告

政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札の落札者を決定したので、特定調達契約に係る福井県財務規則の特例に関する規則（平成7年福井県規則第82号。以下「規則」という。）第13条第1項の規定により、次のとおり公告する。

令和4年8月9日

福井県知事 杉本 達治

- 1 落札に係る特定役務の名称および数量
共用サーバ利用システム運用業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称および所在地
福井県地域戦略部 DX推進課
福井県福井市大手3丁目17番1号
- 3 落札者を決定した日
令和4年6月23日
- 4 落札者の名称および住所
共同コンピュータ株式会社
福井県福井市月見5丁目4-4
- 5 落札金額
71,280,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 規則第4条の規定による公告を行った日
令和4年5月10日

政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札を実施するので、特定調達契約に係る福井県財務規則の特例に関する規則（平成7年福井県規則第82号）第4条の規定により、次のとおり公告する。

令和4年8月9日

福井県立病院長 吉川 淳

- 1 一般競争入札に付する事項
 - (1) 調達をする物品（以下「調達物品」という。）の名称
重油（JIS規格1種1号）
 - (2) 調達物品の調達予定数量
入札説明書および仕様書（以下「入札説明書等」という。）による。
 - (3) 納入期間
令和4年10月1日から令和5年3月31日まで

(4) 納入場所

福井県福井市四ツ井2丁目8番1号
福井県立病院

2 入札に参加する者に必要な資格

この入札に参加することができる者は、特定調達契約（政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約をいう。以下同じ。）に係る競争入札参加資格（以下「資格」という。）について別に知事が行う審査により認定を受けた者（この公告の日から開札の日時までには資格の認定を受けた者を含む。）で、次に掲げる条件をすべて満たすものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者でないこと。
- (2) 入札の日において現に福井県の指名停止措置を受けている者でないこと。
- (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てまたは破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の申立てが行われている者でないこと。
- (4) 福井県に納付すべき県税（全税目）に滞納がない者であること。
- (5) 次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。
 - ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員またはその支店もしくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者
 - イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2項に規定する暴力団をいう。以下同じ。）または暴力団員が経営に実質的に関与している者
 - ウ 役員等が自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員の利用等をしている者
 - エ 役員等が、暴力団もしくは暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的もしくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、または関与している者
 - オ 役員等が暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- (6) この入札に併せて行われる技術的審査により、この入札に係る調達物品を納入する技術的能力および体制を有すると認められる者であること。
- 3 電子入札の実施

入札に係る入札参加資格の確認申請および入札書の提出は、契約担当者の使用に係る電子計算機と入札に参加する者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織（以下「電子入札システム」という。）を使用して行う。

なお、やむを得ない事由により、電子入札システムを使用して入札参加資格の確認申

請または入札書の提出を行うことができない者は、入札手続に支障がない場合に限り、紙入札承認願を契約担当者に提出し、契約担当者の承認を得て、紙による入札参加資格確認申請書または入札書の提出を行うことができる。

4 入札説明書等の交付等に関する事項

(1) 入札説明書等の交付場所、契約条項を示す場所およびこの入札に関する問合せ先
〒910-8526

福井県福井市四ツ井2丁目8-1

福井県立病院経営管理課利用環境サービス室

電話 0776-57-2941

(2) 入札説明書等の交付期間

令和4年8月9日(火)から令和4年8月19日(金) (福井県の休日を定める条例(平成元年福井県条例第2号)第1条に規定する県の休日(以下「休日」という)を除く。)までの9時から16時まで

(3) 入札説明書等の交付は上記の場所で行う(ほか、福井県物品等入札情報サービスシステムで公開する。)

5 資格の確認に関する事項

この入札に参加しようとする者は、申請書(電子入札システムによる様式。なお、契約担当者の承認を得て、紙による申請書または入札書の提出を行う者(以下「紙入札者」という。)にあつては、入札説明書に定めた様式)を次のとおり提出し、この入札に関して福井県の事前審査を受け、資格の確認を受けなければならない。

(1) 申請書等の提出期間

令和4年8月9日(火)から令和4年8月19日(金) (休日を除く。)9時から16時まで

(2) 申請書等の提出方法

ア 電子入札システムによりこの入札に参加しようとする者

電子入札システムを使用して送信する。

なお、資料の提出を有効に行うためには、申請書の情報が提出期間中に、契約担当者から本件入札に使用する電子計算機に備え付けられたファイルに記録されなければならない。

申請書の提出に使用するICカードは、電子署名及び認証業務に関する法律(平成12年法律第102号)に基づき主務大臣の認定を受けた特定認証業務を行う者が発行したもので、かつ福井県物品等競争入札参加資格者名簿に登録された代表者の名義で取得し、そのICカード情報を福井県の電子入札システムに利用者登録したものである。

イ 紙入札者によりこの入札に参加しようとする者

提出期間内に、次の提出先に郵送(民間事業者を含む。)または持参して提出(期間内必着)すること。郵送による場合には、簡易書留郵便その他の配達記録が残

るものを利用すること。

〒910-8526

福井県福井市四ツ井2丁目8-1

福井県立病院経営管理課利用環境サービス室

電話 0776-57-2941

(3) 資格の確認の通知

資格の確認は、電子入札システムを使用して通知する。紙入札者に対しては、書面により通知する。

6 入札書の提出方法、提出期間および開札日時

(1) 入札書の提出方法

ア 電子入札システムによりこの入札に参加しようとする者

5(2)アと同様とする。

イ 紙入札によりこの入札に参加しようとする者

下記(ア)から(エ)の要領で作成し、持参または郵送すること(郵送の場合は、簡易書留郵便その他配達記録が残るものを利用すること)。

(ア) 外封筒および内封筒の二重封筒とすること。

(イ) 入札書を、当該調達案件の名称、開札日時、入札参加者名、担当者名および連絡先(電話番号、フックス番号)を記載し、「入札書在中」と朱書した内封筒に封入すること。

(ウ) (イ)により作成した内封筒を、入札書の提出先、当該調達案件名称、開札日時、入札参加者名、担当者名および連絡先(電話番号、フックス番号)を記載し「入札書在中」と朱書した外封筒に封入すること。

(エ) 提出場所

5(2)イの提出先に同じ。

(2) 入札書の提出期間

令和4年9月21日(水) 8時30分から17時まで

令和4年9月22日(木) 8時30分から16時まで(必着)

(3) 開札日時

令和4年9月26日(月) 10時00分

(4) 開札場所

福井県立病院 中会議室

7 入札書に記載する金額

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に、当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額をもって落札金額とするので、入札参加者は、消費税および地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

なお、入札金額は納入場所までの引渡しに要する一切の諸費用を含むものとする。ま

た、入札金額は、調達物品1ロット当たりの単価を記載すること。

8 落札者の決定に関する事項

この入札に係る調達物品の予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

9 契約に関する事務を担当する部局の名称および所在地

〒910-8526

福井県福井市四ツ井2丁目8-1

福井県立病院経営管理課利用環境サービス室

電話 0776-57-2941

10 その他

(1) この入札に係る一連の手続および契約に関する手続において使用する言語ならびに通貨

日本語および日本国通貨とする。

(2) 入札保証金および契約保証金

福井県病院事業財務規則（昭和39年福井県規則第13号）第75条において準用する福井県財務規則（昭和39年福井県規則第11号）の規定による。

(3) 入札の無効

福井県病院事業財務規則第75条において準用する福井県財務規則第151条の規定による。

(4) 契約書作成の要否

要

(5) 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置

ア 受注者は、福井県暴力団排除条例（平成22年福井県条例第31号）第5条第2項の規定の趣旨にのっとり、暴力団員または暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者による不当介入を受けたときは、速やかに所轄の警察署に届出を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。

イ アにより、警察署に届け出たときはその旨を速やかに発注者に報告すること。

なお、上記アの届出を怠ったときは、物品購入等の契約に係る指名停止措置要領の規定に基づき、指名停止等の措置を講じることがあるので注意すること。

(6) この公告に掲げるもののほか、この入札に関し必要な事項は、入札説明書等による。

(7) 2に記載する「別に知事が行う審査」を申請する時期と場所

ア 申請者の受付時期

休日を除き、随時申請を受け付ける。

イ 申請書の交付場所および提出場所ならびに申請に関する問合せ先

〒910-8580

福井県福井市大手3丁目17番1号

福井県会計局会計課総務第三グループ

電話 0776-20-0253

1.1 Summary

(1) Name of products to be purchased

Fuel Oil JIS Class 1 No.1

(2) Quantity of the products to be purchased
1,600Kl.

(3) Delivery Period

From October 1, 2022 through March 31, 2023

(4) Delivery Place

2-8-1 Yotsui, Fukui-City,

Fukui -Prefecture

Fukui Prefectural Hospital

(5) Date, Time of bidding

10:00 AM 26th September 2022

(6) Contact point for the notice

Business management division,

Fukui Prefectural Hospital, 2-8-1 Yotsui, Fukui-City, Fukui-Prefecture,

910-8526, Japan.

TEL 0776-57-2941

政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札を実施するので、特定調達契約に係る福井県財務規則の特例に関する規則（平成7年福井県規則第82号）第4条の規定により、次のとおり公告する。

令和4年8月9日

福井県知事 杉本 達治

1 一般競争入札に付する事項

(1) 調達をする特定役務（以下「調達役務」という。）の名称および数量
福井県立病院清掃業務委託（本棟その1） 一式

(2) 委託内容
入札説明書および仕様書（以下「入札説明書等」という。）による。

(3) 契約期間

令和4年10月1日（土）から令和7年9月30日（火）まで（3年間）

(4) 履行場所

福井県福井市四ツ井2丁目8番1号

福井県立病院

2 入札に参加する者に必要な資格

この入札に参加することができる者は、特定調達契約（政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約をいう。以下同じ。）に係る競争入札参加資格（以下「資格」という。）について別に知事が行う審査により認定を受けた者（この公告の日から開札の日時までには資格の認定を受けた者を含む。）で、次に掲げる条件をすべて満たすものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 に規定する者でないこと。
- (2) 入札の日において現に福井県の指名停止措置を受けている者でないこと。
- (3) 医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 15 条の 3 第 2 項に基づく医療法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 50 号）第 9 条の 15 に規定する基準に適合している者であること。
- (4) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和 45 年法律第 20 号）第 12 条の 2 第 1 項第 1 号および第 5 号または第 5 号および第 8 号に掲げる事業について福井県知事の登録を受けている者であること。
- (5) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）第 14 条第 1 項に掲げる事業について、福井県知事の許可を受けている者であること。
- (6) 受託業務の責任者との連絡体制が完備している者であり、かつ、受託業務の責任者に連絡をしてから 1 時間以内に清掃や苦情対応等に着手できる者であること。
- (7) 大規模な自然災害や感染症等が発生し、受託者のみでは十分な応急・応援措置が迅速かつ円滑に遂行できない場合に、他の企業、団体等が職員の派遣、業務の実施、物資や資機材の提供など相互協力する体制が整っている者であること。
- (8) 清掃業務に従事する作業員については、当該業務の仕様書に掲げる資格要件に該当すること。
- (9) 高所作業に従事する作業員については、労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）第 59 条に規定する特別教育を受けている者であること。
- (10) 一般財団法人医療関連サービス振興会の清掃業務に関する医療関連サービスマニュアル制度による認定を受けている者であること。
- (11) 平成 29 年 4 月 1 日以降において、許可病床数 500 床以上の病院（医療法第 1 条の 5 第 1 項に規定する病院をいう。）の清掃業務を継続して 12 か月以上にわたり元請として誠実に履行した実績を有する者であること。
- (12) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続開始の申立て、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更正手続開始の申立てまたは破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定による破産手続開始の申立てが行われている者でないこと。
- (13) 福井県に納付すべき県税（全税目）に滞納がない者であること。
- (14) 次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。
 - ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員またはその

支店もしくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）または暴力団員が経営に実質的に関与している者
 ウ 役員等が自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員の利用等をしている者
 エ 役員等が、暴力団もしくは暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的もしくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、または関与している者

オ 役員等が、暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

3 電子入札の実施

入札に係る入札参加資格の確認申請および入札書の提出は、契約担当者の使用に係る電子計算機と入札に参加する者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織（以下「電子入札システム」という。）を使用し行う。

なお、やむを得ない事由により、電子入札システムを使用して入札参加資格の確認申請または入札書の提出を行うことができない者は、入札手続に支障がない場合に限り、紙入札承認願を契約担当者に提出し、契約担当者の承認を得て、紙による入札参加資格確認申請書または入札書の提出を行うことができる。

4 入札説明書等の交付等に関する事項

(1) 入札説明書等の交付場所、契約条項を示す場所およびこの入札に関する問合せ先
 〒910-8526
 福井県福井市四ツ井 2 丁目 8 番 1 号

福井県立病院経営管理課利用環境サービス室
 電話 0776-57-2944

(2) 入札説明書等の交付期間

令和 4 年 8 月 9 日 (火) から令和 4 年 8 月 23 日 (火)（福井県の休日を含め、令和 4 年 8 月 9 日 (火) から令和 4 年 8 月 23 日 (火) の間）（福井県の休日（以下「休日」という。）を除く。）の 8 時 30 分から 16 時まで

(3) 入札説明書等の交付は上記の場所で行うほか、福井県物品等入札情報サービスシステムで公開する。

5 資格の確認に関する事項

この入札に参加しようとする者は、入札参加資格確認申請書（電子入札システムによる様式。なお、契約担当者の承認を得て、紙による申請書または入札書の提出を行う者（以下「紙入札者」という。）にあつては、入札説明書に定めた様式）を次のとおり提出し、この入札に関して福井県の事前審査を受け、資格の確認を受けなければならない。

- (1) 申請書の提出期間
令和4年8月9日(火)から令和4年8月23日(火)まで(休日を除く。)の8時30分から16時まで
- (2) 申請書等の提出方法
ア 電子入札システムによりこの入札に参加しようとする者
電子入札システムを使用して送信する。
なお、資料の提出を有効に行うためには、申請書の情報が提出期間中に、契約担当者から本件入札に使用する電子計算機に備え付けられたファイルに記録されなければならぬ。
- 申請書の提出に使用するICカードは、電子署名及び認証業務に関する法律(平成12年法律第102号)に基づき主務大臣の認定を受けた特定認証業務を行う者が発行したもので、かつ福井県物品等競争入札参加資格者名簿に登録された代表者の名義で取得し、そのICカード情報を福井県の電子入札システムに利用者登録したものである。
- イ 紙入札によりこの入札に参加しようとする者
提出期間内に、次の提出先に郵送(民間事業者を含む。)または持参して提出すること。郵送による場合には、簡易書留郵便その他の配達記録が残るものを利用すること。
(提出先)
〒910-8526
福井県福井市四ツ井2丁目8番1号
福井県立病院経営管理課利用環境サービスマ
- (3) 資格の確認の通知
資格の確認は、電子入札システムを使用して通知する。紙入札者に対しては、書面により通知する。
- 6 入札書の提出方法、提出期間、開札日時および開札場所
(1) 入札書の提出方法
ア 電子入札システムによりこの入札に参加しようとする者
5(2)アと同様とする。
イ 紙入札によりこの入札に参加しようとする者
下記(ア)から(ウ)の要領で作成し、持参または郵送すること(郵送の場合は、簡易書留郵便その他配達記録が残るものを利用すること。)
(ア) 外封筒および内封筒の二重封筒とすること。
(イ) 入札書を、当該入札案件の名称、開札日時、入札参加者名、担当者名および連絡先(電話番号、ファックス番号)を記載し、「入札書在中」と朱書した内封筒に封入すること。
(ウ) (イ)により作成した内封筒を、入札書の提出先、当該入札案件名称、開札日時、
- 入札参加者名、担当者名および連絡先(電話番号、ファックス番号)を記載し、「入札書在中」と朱書した外封筒に封入すること。
(エ) 提出場所
5(2)イ提出先と同じ
- (2) 入札書の提出期間
令和4年9月20日(火) 8時30分から17時まで
令和4年9月21日(水) 8時30分から16時まで(必着)
- (3) 開札日時
令和4年9月22日(木) 9時
- (4) 開札場所
福井県立病院 中会議室1
- 7 入札書に記載する金額
入札書に記載する金額は、36か月分の見積額を36で除いた額の1100分の100に相当する額、いわゆる月額(消費税および地方消費税は含まない。)とする。
落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に、当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(加算後の金額に1円未満の端数金額があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札金額とするので、入札参加者は、消費税および地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額(月額)の1100分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
なお、入札金額は、調達業務に要する一切の諸費用を含むものとする。
- 8 落札者の決定に関する事項
この入札に係る調達業務の予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- 9 契約に関する事務を担当する部局の名称および所在地
〒910-8526
福井県福井市四ツ井2丁目8番1号
福井県立病院経営管理課利用環境サービスマ
電話 0776-57-2944
- 10 その他
(1) この入札に係る一連の手続および契約に関する手続において使用する言語ならびに通貨
日本語および日本国通貨とする。
(2) 入札保証金および契約保証金
福井県病院事業財務規則(昭和39年福井県規則第13号)第75条において準用する福井県財務規則(昭和39年福井県規則第11号)の規定による。
(3) 入札の無効
福井県病院事業財務規則第75条において準用する福井県財務規則第151条の規

定による。

(4) 契約書作成の要
要

(5) 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置

ア 受注者は、福井県暴力団員排除条例（平成22年福井県条例第31号）第5条第2項の規定の趣旨にのっとり、暴力団員または暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者による不当介入を受けたときは、速やかに所轄の警察署に届出を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。

イ アにより警察署に届け出たときは、その旨を速やかに発注者に報告すること。

なお、上記アの届出を怠ったときは、物品購入等の契約に係る指名停止措置要領の規定に基づき指名停止等の措置を講じることがある。

(6) 2に記載する「別に知事が行う審査」を申請する時期と場所

ア 申請者の受付時期

休日を除き、随時申請を受け付ける。

イ 申請書の交付場所および提出場所ならびに申請に関する問合せ先

〒910-8580

福井県福井市大手3丁目17番1号

福井県会計局会計課

総務第三グループ

電話 0776-20-0253

(7) この公告に掲げるもののほか、この入札に関して必要な事項は入札説明書等による。

1.1 Summary

(1) Nature and quantity of the service to be required

Cleaning and other duties for Fukui Prefectural Hospital (main buildings part 1)

(2) Date/Time of Bidding

9:00 AM 22nd September 2022

(3) Period of Contract

From 1st October 2022 to 30th September 2025

(4) Contact point for the notice

Property management division,Fukui Prefectural Hospital,2-8-1 Yotsui,

Fukui city,Fukui prefecture,910-8526 Japan.

TEL 0776-57-2944

政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札を実施するので、特定調達契約に係る福井県財務規則の特例に関する規則（平成7年福井県規則第82号）第4条の規定により、次のとおり公告する。

令和4年8月9日

福井県知事 杉本 達治

1 一般競争入札に付する事項

(1) 調達をする特定役務（以下「調達役務」という。）の名称および数量

福井県立病院清掃業務委託（本棟その2） 一式

(2) 委託内容

入札説明書および仕様書（以下「入札説明書等」という。）による。

(3) 契約期間

令和4年10月1日（土）から令和7年9月30日（火）まで（3年間）

(4) 履行場所

福井県福井市四ツ井2丁目8番1号

福井県立病院

2 入札に参加する者に必要な資格

この入札に参加することができる者は、特定調達契約（政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約をいう。以下同じ。）に係る競争入札参加資格（以下「資格」という。）について別に知事が行う審査により認定を受けた者（この公告の日から開札の日時までに資格の認定を受けた者を含む。）で、次に掲げる条件をすべて満たすものとする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者でないこと。

(2) 入札の日において現に福井県の指名停止措置を受けている者でないこと。

(3) 医療法（昭和23年法律第205号）第15条の3第2項に基づく医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）第9条の15に規定する基準に適合している者であること。

(4) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）第12条の2第1項第1号および第5号または第5号および第8号に掲げる事業について福井県知事の登録を受けている者であること。

(5) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第14条第1項に掲げる事業について、福井県知事の許可を受けている者であること。

(6) 受託業務の責任者との連絡体制が完備している者であり、かつ、受託業務の責任者に連絡をしてから1時間以内に清掃や苦情対応等に着手できる者であること。

(7) 大規模な自然災害や感染症等が発生し、受託者のみでは十分な応急・応援措置が迅速かつ円滑に遂行できない場合に、他の企業、団体等が職員の派遣、業務の実施、物資や資機材の提供など相互協力する体制が整っている者であること。

(8) 清掃業務に従事する作業員については、当該業務の仕様書に掲げる資格要件に該当すること。

(9) 高所作業に従事する作業員については、労働安全衛生法第59条（昭和47年法律

第57号)に規定する特別教育を受けている者であること。

(10) 一般財団法人医療関連サービス振興会の清掃業務に関する医療関連サービスワーク制度による認定を受けている者であること。

(11) 平成29年4月1日以降において、許可病床数500床以上の病院(医療法第1条の5第1項に規定する病院をいう。)の清掃業務を継続して12か月以上にわたり元請として誠実に履行した実績を有する者であること。

(12) 民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続開始の申立て、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更正手続開始の申立てまたは破産法(平成16年法律第75号)の規定による破産手続開始の申立てが行われている者でないこと。

(13) 福井県に納付すべき県税(全税目)に滞納がない者であること。

(14) 次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 役員等(個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員またはその支店もしくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。)が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)である者

イ 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)または暴力団員が経営に実質的に関与している者

ウ 役員等が自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員の利用等をしている者

エ 役員等が、暴力団もしくは暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的もしくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、または関与している者

オ 役員等が、暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

3 電子入札の実施
入札に係る入札参加資格の確認申請および入札書の提出は、契約担当者の使用に係る電子計算機と入札に参加する者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織(以下「電子入札システム」という。)を使用して行う。
なお、やむを得ない事由により、電子入札システムを使用して入札参加資格の確認申請または入札書の提出を行うことができない者は、入札手続に支障がない場合に限り、紙入札承認願を契約担当者に提出し、契約担当者の承認を得て、紙による入札参加資格確認申請書または入札書の提出を行うことができる。

4 入札説明書等の交付等に関する事項

(1) 入札説明書等の交付場所、契約条項を示す場所およびこの入札に関する問合せ先
〒910-8526
福井県福井市四ツ井2丁目8番1号
福井県立病院経営管理課利用環境サービス室

電話 0776-57-2944

(2) 入札説明書等の交付期間

令和4年8月9日(火)から令和4年8月23日(火)(福井県の休日を含める条
例(平成元年福井県条例第2号)第1条に規定する県の休日(以下「休日」という。
)を除く。)の8時30分から16時まで

(3) 入札説明書等の交付は上記の場所で行うほか、福井県物品等入札情報サービスシステムで公開する。

5 資格の確認に関する事項

この入札に参加しようとする者は、入札参加資格確認申請書(電子入札システムによる様式。なお、契約担当者の承認を得て、紙による申請書または入札書の提出を行う者(以下「紙入札者」という。)にあっては、入札説明書に定めた様式)を次のとおり提出し、この入札に関して福井県の事前審査を受け、資格の確認を受けなければならない。

(1) 申請書等の提出期間

令和4年8月9日(火)から令和4年8月23日(火)(休日を除く。)の8時30分から16時まで

(2) 申請書等の提出方法

ア 電子入札システムによりこの入札に参加しようとする者
電子入札システムを使用して送信する。

なお、資料の提出を有効に行うためには、申請書の情報が提出期間中に、契約担当者が本件入札に使用する電子計算機に備え付けられたファイルに記録されなければならない。

申請書の提出に使用するICカードは、電子署名及び認証業務に関する法律(平成12年法律第102号)に基づき主務大臣の認定を受けた特定認証業務を行う者が発行したもので、かつ福井県物品等競争入札参加資格者名簿に登録された代表者の名義で取得し、そのICカード情報を福井県の電子入札システムに利用者登録したものである。

イ 紙入札によりこの入札に参加しようとする者

提出期間内に、次の提出先に郵送(民間事業者を含む。)または持参して提出すること。郵送による場合には、簡易書留郵便その他の配達記録が残るものを利用すること。

(提出先)

〒910-8526
福井県福井市四ツ井2丁目8番1号
福井県立病院経営管理課利用環境サービス室
資格の確認の通知

(3) 資格の確認は、電子入札システムを使用して通知する。紙入札者に対しては、書面

により通知する。

6 入札書の提出方法、提出期間、開札日時および開札場所

(1) 入札書の提出方法

ア 電子入札システムによりこの入札に参加しようとする者

5(2)アと同様とする。

イ 紙入札によりこの入札に参加しようとする者

下記(ウ)から(エ)の要領で作成し、持参または郵送すること(郵送の場合は、簡易書留郵便その他配達記録が残るものを利用すること。)

(ウ) 外封筒および内封筒の二重封筒とすること。

(イ) 入札書を、当該入札案件の名称、開札日時、入札参加者名、担当者名および連絡先(電話番号、フレックス番号)を記載し、「入札書在中」と朱書した内封筒に封入すること。

(ウ) (イ)により作成した内封筒を、入札書の提出先、当該入札案件名称、開札日時、入札参加者名、担当者名および連絡先(電話番号、フレックス番号)を記載し「入札書在中」と朱書した外封筒に封入すること。

(エ) 提出場所

5(2)イ提出先に同じ

(2) 入札書の提出期間

令和4年9月20日(火) 8時30分から17時まで

令和4年9月21日(水) 8時30分から16時まで(必着)

(3) 開札日時

令和4年9月22日(木) 9時15分

(4) 開札場所

福井県立病院 中会議室1

7 入札書に記載する金額

入札書に記載する金額は、36か月分の見積額を36で除した額の110分の100に相当する額、いわゆる月額(消費税および地方消費税は含まない。)とする。

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に、当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(加算後の金額に1円未満の端数金額があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札金額とするので、入札参加者は、消費税および地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額(月額)の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

8 落札者の決定に関する事項

この入札に係る調達業務の予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

9 契約に関する事務を担当する部局の名称および所在地

〒910-8526

福井県福井市四ツ井2丁目8番1号

福井県立病院経営管理課利用環境サービス室

電話 0776-57-2944

10 その他

(1) この入札に係る一連の手続および契約に関する手続において使用する言語ならびに通貨

日本語および日本国通貨とする。

(2) 入札保証金および契約保証金

福井県病院事業財務規則(昭和39年福井県規則第13号)第75条において準用する福井県財務規則(昭和39年福井県規則第11号)の規定による。

(3) 入札の無効

福井県病院事業財務規則第75条において準用する福井県財務規則第151条の規定による。

(4) 契約書作成の要否

要

(5) 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置

ア 受注者は、福井県暴力団員排除条例(平成22年福井県条例第31号)第5条第2項の規定の趣旨にのっとり、暴力団員または暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者による不当介入を受けたときは、速やかに所轄の警察署に届出を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。

イ アにより警察署に届け出たときは、その旨を速やかに発注者に報告すること。

なお、上記アの届出を怠ったときは、物品購入等の契約に係る指名停止措置要領の規定に基づき指名停止等の措置を講じることがある。

(6) 2に記載する「別に知事が行う審査」を申請する時期と場所

ア 申請者の受付時期

休日を除き、随時申請を受け付ける。

イ 申請書の交付場所および提出場所ならびに申請に関する問合せ先

〒910-8580

福井県福井市大手3丁目17番1号

福井県会計局会計課

総務第三グループ

電話 0776-20-0253

(7) この公告に掲げるもののほか、この入札に関して必要な事項は入札説明書等による。

11 Summary

(1) Nature and quantity of the service to be required

Cleaning and other duties for Fukui Prefectural Hospital (main buildings part 2)

- (2) Date, Time of Bidding
9:15 AM 22nd September 2022
- (3) Period of Contract
From 1st October 2022 to 30th September 2025
- (4) Contact point for the notice
Property Management division, Fukui Prefectural Hospital, 28-1 Yotsui,
Fukui city, Fukui prefecture, 910-8526, Japan.
TEL: 0776-57-2944

政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札を実施するので、特定調達契約に係る福井県財務規則の特例に関する規則（平成7年福井県規則第82号）第4条の規定により、次のとおり公告する。

令和4年8月9日

福井県知事 杉本 達治

- 1 一般競争入札に付する事項
 - (1) 調達をする特定役務（以下「調達役務」という。）の名称および数量
福井県立病院清掃業務委託（こころ医療センター病棟）一式
 - (2) 委託内容
入札説明書および仕様書（以下「入札説明書等」という。）による。
 - (3) 契約期間
令和4年10月1日（土）から令和7年9月30日（火）まで（3年間）
 - (4) 履行場所
福井県福井市四ツ井2丁目8番1号
福井県立病院

2 入札に参加する者に必要な資格

- この入札に参加することができる者は、特定調達契約（政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約をいう。以下同じ。）に係る競争入札参加資格（以下「資格」という。）について別に知事が行う審査により認定を受けた者（この公告の日から開札の日時までには資格の認定を受けた者を含む。）で、次に掲げる条件をすべて満たすものとする。
- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者でないこと。
 - (2) 入札の日において現に福井県の指名停止措置を受けている者でないこと。
 - (3) 医療法（昭和23年法律第205号）第15条の3第2項に基づく医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）第9条の15に規定する基準に適合している者であること。

- (4) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）第12条の2第1項第1号および第5号または第5号および第8号に掲げる事業について福井県知事の登録を受けている者であること。

- (5) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第14条第1項に掲げる事業について、福井県知事の許可を受けている者であること。

- (6) 受託業務の責任者との連絡体制が完備している者であり、かつ、受託業務の責任者に連絡をしてから1時間以内には清掃や苦情対応等に着手できる者であること。

- (7) 大規模な自然災害や感染症等が発生し、受託者のみでは十分な応急・応援措置が迅速かつ円滑に遂行できない場合に、他の企業、団体等が職員の派遣、業務の実施、物資や資機材の提供など相互協力する体制が整っている者であること。

- (8) 清掃業務に従事する作業員については、当該業務の仕様書に掲げる資格要件に該当すること。

- (9) 一般財団法人医療関連サービス振興会の清掃業務に関する医療関連サービスワーク制度による認定を受けている者であること。

- (10) 平成29年4月1日以降において、許可病床数200床以上の病院（医療法第1条の5第1項に規定する病院をいう。）の清掃業務を継続して12か月以上にわたり元請として誠実に履行した実績を有する者であること。

- (11) 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更正手続開始の申立てまたは破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の申立てが行われている者でないこと。

- (12) 福井県に納付すべき県税（全税目）に滞納がない者であること。

- (13) 次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。

- ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員またはその支店もしくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者

- イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）または暴力団員が経営に実質的に関与している者
- ウ 役員等が自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員の利用等をしている者
- エ 役員等が、暴力団もしくは暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的もしくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、または関与している者

- オ 役員等が、暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

3 電子入札の実施

- 電子入札に係る入札参加資格の確認申請および入札書の提出は、契約担当者の使用に係る

電子計算機と入札に参加する者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織(以下「電子入札システム」という。)を使用して行う。

なお、やむを得ない事由により、電子入札システムを使用して入札参加資格の確認申請または入札書の提出を行うことができない者は、入札手続に支障がない場合に限り、紙入札承認願を契約担当者に提出し、契約担当者の承認を得て、紙による入札参加資格確認申請書または入札書の提出を行うことができる。

4 入札説明書等の交付等に関する事項

- (1) 入札説明書等の交付場所、契約条項を示す場所およびこの入札に関する問合せ先
 〒910-8526
 福井県福井市四ツ井2丁目8番1号
 福井県立病院経営管理課利用環境サービス室
 電話 0776-57-2944

(2) 入札説明書等の交付期間

令和4年8月9日(火)から令和4年8月23日(火)(福井県の休日を定める条例(平成元年福井県条例第2号)第1条に規定する県の休日(以下「休日」という。)を除く。)の8時30分から16時まで

(3) 入札説明書等の交付は上記の場所で行うほか、福井県物品等入札情報サービスシステムで公開する。

5 資格の確認に関する事項

この入札に参加しようとする者は、入札参加資格確認申請書(電子入札システムによる様式。なお、契約担当者の承認を得て、紙による申請書または入札書の提出を行う者(以下「紙入札者」という。))にあつては、入札説明書に定めた様式)を次のとおり提出し、この入札に関して福井県の事前審査を受け、資格の確認を受けなければならない。

(1) 申請書等の提出期間

令和4年8月9日(火)から令和4年8月23日(火)(休日を除く。)の8時30分から16時まで

(2) 申請書等の提出方法

ア 電子入札システムによりこの入札に参加しようとする者
 電子入札システムを使用して送信する。

なお、資料の提出を有効に行うためには、申請書の情報が提出期間中に、契約担当者が本件入札に使用する電子計算機に備え付けられたファイルに記録されなければならない。

申請書の提出に使用するICカードは、電子署名及び認証業務に関する法律(平成12年法律第102号)に基づき主務大臣の認定を受けた特定認証業務を行う者が発行したもので、かつ福井県物品等競争入札参加資格者名簿に登録された代表者の名義で取得し、そのICカード情報を福井県の電子入札システムに利用者登録し

たものとする。

イ 紙入札によりこの入札に参加しようとする者
 提出期間内に、次の提出先に郵送(民間事業者を含む。)または持参して提出すること。郵送による場合には、簡易書留郵便その他の配達記録が残るものを利用すること。

(提出先)

〒910-8526
 福井県福井市四ツ井2丁目8番1号
 福井県立病院経営管理課利用環境サービス室

(3) 資格の確認の通知

資格の確認は、電子入札システムを使用して通知する。紙入札者に対しては、書面により通知する。

6 入札書の提出方法、提出期間、開札日時および開札場所

(1) 入札書の提出方法

ア 電子入札システムによりこの入札に参加しようとする者
 5(2)アと同様とする。

イ 紙入札によりこの入札に参加しようとする者

下記(ウ)から(エ)の要領で作成し、持参または郵送すること(郵送の場合は、簡易書留郵便その他配達記録が残るものを利用すること)。

(ウ) 外封筒および内封筒の二重封筒とすること。

(イ) 入札書を、当該入札案件の名称、開札日時、入札参加者名、担当者名および連絡先(電話番号、フックス番号)を記載し、「入札書在中」と朱書した内封筒に封入すること。

(ウ) (イ)により作成した内封筒を、入札書の提出先、当該入札案件名称、開札日時、入札参加者名、担当者名および連絡先(電話番号、フックス番号)を記載し「入札書在中」と朱書した外封筒に封入すること。

(エ) 提出場所

5(2)イ提出先に同じ

(2) 入札書の提出期間

令和4年9月20日(火) 8時30分から17時まで
 令和4年9月21日(水) 8時30分から16時まで(必着)

(3) 開札日時

令和4年9月22日(木) 9時30分

(4) 開札場所

福井県立病院 中会議室1

7 入札書に記載する金額

入札書に記載する金額は、36か月分の見積額を36で除した額の110分の100

に相当する額、いわゆる月額（消費税および地方消費税は含まない。）とする。

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に、当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（加算後の金額に1円未満の端数金額があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札参加者は、消費税および地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額（月額）の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

なお、入札金額は、調達業務に要する一切の諸費用を含むものとする。

8 落札者の決定に関する事項

この入札に係る調達業務の予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

9 契約に関する事務を担当する部局の名称および所在地

〒910-8526

福井県福井市四ツ井2丁目8番1号

福井県立病院経営管理課利用環境サービスマ

電話 0776-57-2944

10 その他

(1) この入札に係る一連の手続および契約に関する手続において使用する言語ならびに通貨

日本語および日本国通貨とする。

(2) 入札保証金および契約保証金

福井県病院事業財務規則（昭和39年福井県規則第13号）第75条において準用する福井県財務規則（昭和39年福井県規則第11号）の規定による。

(3) 入札の無効

福井県病院事業財務規則第75条において準用する福井県財務規則第151条の規定による。

(4) 契約書作成の要否

要

(5) 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置

ア 受注者は、福井県暴力団員排除条例（平成22年福井県条例第31号）第5条第2項の規定の趣旨にのっとり、暴力団員または暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者による不当介入を受けたときは、速やかに所轄の警察署に届出を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。

イ アにより警察署に届け出たときは、その旨を速やかに発注者に報告すること。

なお、上記アの届出を怠ったときは、物品購入等の契約に係る指名停止措置要領の規定に基づき指名停止等の措置を講じることがある。

(6) 2に記載する「別に知事が行う審査」を申請する時期と場所
ア 申請者の受付時期

休日を除き、随時申請を受け付ける。

イ 申請書の交付場所および提出場所ならびに申請に関する問合せ先

〒910-8580

福井県福井市大手3丁目17番1号

福井県会計局会計課

総務第三グループ

電話 0776-20-0253

(7) この公告に掲げるもののほか、この入札に関して必要な事項は入札説明書等による。

1.1 Summary

(1) Nature and quantity of the service to be required
Cleaning and other duties for Fukui Prefectural Hospital (psychosis buildings)

(2) Date, Time of Bidding
9:30 AM 22nd September 2022

(3) Period of Contract
From 1st October 2022 to 30th September 2025

(4) Contact point for the notice
Property management division, Fukui Prefectural Hospital, 2-8-1 Yotsui,

Fukui city, Fukui prefecture, 910-8526 Japan.
TEL 0776-57-2944

採石法（昭和25年法律第291号）第32条の13の規定に基づき、令和4年度採石業務管理者試験（以下「試験」という。）を実施するので、採石法施行規則（昭和26年通商産業省令第6号）第8条の7の規定により、次のとおり公告する。

令和4年8月9日

福井県知事 杉本 達治

1 試験の日時

令和4年10月14日（金）午前10時から正午まで

2 試験の場所

福井県福井市下六条町14-1

福井県生活学習館（ユー・アイふくい）

学習室B1

3 試験科目

選択式筆記試験とし、岩石の採取に関する法令事項（環境保全等関係法令事項を含む。）および岩石の採取に関する技術的な事項（岩石の採掘、発破、破碎選別、汚濁水の処理、脱水ケーキ（脱水処理に伴って生ずる湿状の岩石粉）の処理、廃土および廃石のたい積ならびに採掘終了時の措置に関する技術的な事項）とする。

4 受験手続

試験を受けようとする者は、受験願書に写真（出願の前日6月以内に撮影した正面無帽上半身像の手札型のもので、裏面に氏名、生年月日および撮影年月日を記載したもの）1葉を添付し、福井県産業労働部産業技術課に提出すること。福井県電子申請サービスを利用する場合は、写真（出願の前日6月以内に撮影した正面無帽上半身像）の電子データを添付し提出すること。

なお、受験願書の用紙は、福井県産業労働部産業技術課、福井県嶺南振興局二州企画振興室および福井県嶺南振興局若狭企画振興室で交付する。また、用紙に替えて福井県電子申請サービスによる申込みを可能とする。

5 受験願書の受付

令和4年8月29日（月）から令和4年9月7日（水）まで

なお、郵送による場合は、令和4年9月7日（水）までの消印のあるもの限り、受け付ける。

6 受験手数料

8,100円（8,100円に相当する福井県証紙を受験願書の所定の箇所に貼付し、消印しないこと。または、手数料納付システムを利用すること。）

7 合格発表

令和4年11月4日（金）以降に、福井県産業労働部産業技術課ホームページに合格者の受験番号を掲載するとともに、福井県庁1階掲示板に掲示する。

8 その他

受験手続その他試験に関する問合せは、福井県産業労働部産業技術課（福井市大手3丁目17-1）あてに行うこと。

砂利採取法（昭和43年法律第74号）第15条第1項の規定に基づき、令和4年度砂利採取業務主任者試験（以下「試験」という。）を実施するので、砂利採取業者の登録等に関する規則（昭和43年通商産業省令第80号）第8条の規定により、次のとおり公告する。

令和4年8月9日

福井県知事 杉本 達治

1 試験の日時

令和4年11月11日（金）午前10時から正午まで

2 試験の場所

福井県福井市下六条町14-1

福井県生活学習館（ユニー・アィふくい）

学習室304

3 試験科目

選択式筆記試験とし、砂利の採取に関する法令および砂利の採取に関する技術的な事

項（基礎的な土木および河川工学に関する事項を含む。）とする。

4 受験手続

試験を受けようとする者は、受験願書に写真（出願の前日6月以内に撮影した正面無帽上半身像の手札型のもので、裏面に氏名、生年月日および撮影年月日を記載したもの）1葉を添付し、福井県産業労働部産業技術課に提出すること。福井県電子申請サービスを利用する場合は、写真（出願の前日6月以内に撮影した正面無帽上半身像）の電子データを添付し提出すること。

なお、受験願書の用紙は、福井県産業労働部産業技術課、福井県嶺南振興局二州企画振興室および福井県嶺南振興局若狭企画振興室で交付する。また、用紙に替えて福井県電子申請サービスによる申込みを可能とする。

5 受験願書の受付

令和4年10月3日（月）から令和4年10月12日（水）まで

なお、郵送による場合は、令和4年10月12日（水）までの消印のあるもの限り、受け付ける。

6 受験手数料

7,700円（7,700円に相当する福井県証紙を受験願書の所定の箇所に貼付し、消印しないこと。または、手数料納付システムを利用すること。）

7 合格発表

令和4年11月30日（水）以降に、福井県産業労働部産業技術課ホームページに合格者の受験番号を掲載するとともに、福井県庁1階掲示板に掲示する。

8 その他

受験手続その他試験に関する問合せは、福井県産業労働部産業技術課（福井市大手3丁目17-1）あてに行うこと。

政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札を実施するので、特定調達契約に係る福井県財務規則の特例に関する規則（平成7年福井県規則第82号）第4条の規定により、次のとおり公告する。

令和4年8月9日

福井県知事 杉本 達治

1 一般競争入札に付する事項

(1) 調達をする物品（以下「調達物品」という。）の名称

A 重油（JIS規格重油1種1号）

(2) 調達物品の調達予定数量

350キロリットル

(3) 調達物品の仕様

入札説明書および発注仕様書（以下「入札説明書等」という。）による。

(4) 調達物品の納入に係る期間および日時

令和4年10月1日(土)から令和5年3月31日(金)までの間において別に指定する日時

(5) 納入場所

福井県坂井市三国町米納津49-100-6
テクノポート福井浄化センター

2 入札に参加する者に必要な資格

この入札に参加することができる者は、特定調達契約(政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約をいう。以下同じ。)に係る競争入札参加資格(以下「資格」という。)について別に知事が行う審査により認定を受けた者(この公告の日から開札の日時まで)に資格の認定を受けた者を含む。)で、次に掲げる条件をすべて満たすものとする。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4に規定する者でないこと。

(2) 入札の日において現に県の指名停止措置を受けている者でないこと。

(3) 調達物品を安定して納入できることを証明した書類を全て提出した者であること。

(4) 次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 役員等(個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員またはその支店もしくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。)が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)である者

イ 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)または暴力団員が経営に実質的に関与している者

ウ 役員等が自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員の利用等をしている者

エ 役員等が、暴力団もしくは暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的もしくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、または関与している者

オ 役員等が暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

3 電子入札の実施

この入札に係る入札参加資格の確認申請および入札書の提出は、契約担当者の使用に係る電子計算機と入札に参加する者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織(以下「電子入札システム」という。)を使用し行う。

なお、やむを得ない事由により電子入札システムを使用して入札参加資格の確認申請または入札書の提出を行うことができない者は、入札手続に支障がない場合に限り、紙入札承認願を契約担当者に提出し、契約担当者の承認を得て、紙による入札参加資格確認申請書または入札書の提出を行うことができる。

4 入札参加資格の確認に関する事項

この入札に参加しようとする者は、申請書に必要と認められる書類(以下「資料」という。)を添えて次のとおり提出し、この入札に係る業務に関して県の事前審査を受け、資格の確認を受けなければならない。

(1) 提出期間

令和4年8月9日(火)から同年8月22日(月)まで(福井県の休日を含め、令和4年8月9日(火)から同年8月22日(月)まで(福井県の休日(以下「休日」という。)を除く。))の午前9時から午後5時まで

(2) 申請書等の提出方法

電子入札システムを使用して送信する。

なお、資料の提出を有効に行うためには、申請書の情報及び提出期間中に契約担当者から本件入札に使用する電子計算機に備え付けられたファイルに記録されなければならない。

申請書の提出に使用するICカードは、電子署名及び認証業務に関する法律(平成12年法律第102号)に基づき主務大臣の認定を受けた特定認証業務を行う者が発行したもので、かつ福井県物品等競争入札参加資格者名簿に登録された代表者の名義で取得し、そのICカード情報を福井県の電子入札システムに利用登録したものである。

ただし、紙入札の承認を受けられるものは、入札説明書の別紙4を資料と共に契約担当者へ持参、もしくは必ず配達記録が残る方法にて郵送(民間事業者含む。)すること。

(3) 提出場所

〒910-8580

福井県福井市大手3丁目17番1号

福井県産業労働部公営企業課

5 入札説明書等の交付等に関する事項

(1) 入札説明書等の交付場所、契約条項を示す場所、契約に関する事務を担当する部局の名称および所在地ならびにこの入札に関する問合せ先

〒910-8580

福井県福井市大手3丁目17番1号

福井県産業労働部公営企業課

電話 0776-20-0535

(2) 入札説明書等の交付

福井県物品等入札情報サービスシステムに添付される電子データを参照すること。

6 入札書の提出方法、提出期間および入札日時等

(1) 入札書の提出方法

入札書は、電子入札システムを使用して送信する(紙入札によりこの入札に参加しようとする場合を除く。)

(提出期間)

令和4年9月21日(水) 午前8時30分から午後5時まで
令和4年9月22日(木) 午前8時30分から午後4時まで

(2) 紙入札により入札書の提出を希望する場合の提出期間等

ア 提出期間

6(1)と同様とする。

イ 提出方法

持参または郵送すること(郵送する場合は簡易書留郵便とする。)

ウ 提出場所

〒910-8580

福井県福井市大手3丁目17番1号

福井県産業労働部公営企業課

(3) 開札の日時および場所

ア 日時

令和4年9月26日(月) 午前10時

イ 場所

福井県福井市大手3丁目17番1号

福井県庁10階1005会議室

7 入札の方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に、当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額をもって落札金額とするので、入札参加者は、消費税および地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

なお、入札書に記載する金額は、調達物品1ロット当たりの価格とすること。

8 落札者の決定に関する事項

この入札に係る調達物品の予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

9 その他

(1) この入札に係る一連の手続および契約に関する手続において使用する言語および通貨

日本語および日本国通貨とする。

(2) 入札保証金および契約保証金

福井県財務規則(昭和39年福井県規則第11号)の規定による。

(3) 入札の無効

福井県財務規則第151条の規定による。

(4) 契約書作成の要否

要

(5) 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置

ア 受注者は、福井県暴力団排除条例(平成22年福井県条例第31号)第5条第2項の規定の趣旨にのっとり、暴力団員もしくは暴力団員と密接な関係を有する者による不当介入を受けたときは、速やかに所轄の警察署に届出を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。

イ アにより、警察署に届け出たときは、その旨を速やかに発注者に報告すること。

なお、上記アの届出を怠ったときは、物品購入等の契約に係る指名停止措置要領の規定に基づき、指名停止等の措置を講じることがあるので注意すること。

(6) 2に記載する別に知事が行う審査を申請する時期と場所

ア 申請者の受付時期

休日を除き、随時申請を受け付ける。

イ 申請書の交付場所および提出場所ならびに申請に関する問合せ先

〒910-8580

福井県福井市大手3丁目17番1号

福井県会計局会計課総務第三グループ

電話 0776-20-0253

(7) この公告に掲げるもののほか、この入札に関し必要な事項は、入札説明書等による。

10 Summary

(1) Name of products to be purchased Fuel Oil JIS Class 1 No.1

(2) Quantity of the products to be purchased 350kl.

(3) Delivery period

From October 1, 2022 through March 31, 2023

(4) Delivery place

Technoport Fukui Water Treatment Center

49-100-6 Yonozu, Mikuni Town, Sakai city, Fukui prefecture

(5) Date and place for bidding and bidding outcome

Date: 10:00am. September 26, 2022

Place: Fukui prefectural government office 1005 conference room (10F), 3-17-1

Ohte, Fukui city, Fukui prefecture

(6) Contact point for the notice

Public enterprise division, Department of business, industry and labor, Fukui

prefecture, 3-17-1 Ohte, Fukui city, Fukui prefecture 910-8580 Japan

Tel 0776-20-0535

政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札の落札者を決定したので、特定調達契約に係る福井県財務規則の特例に関する規則(平成7年福井県規則第8

2号。以下「規則」という。) 第13条第1項により、次のとおり公示する。

令和4年8月9日

福井県知事 杉本 達治

- 1 落札に係る物品の名称および数量
炭酸ガスレーザー加工機 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称および所在地
福井県立敦賀工業高等学校
福井県敦賀市山泉13-1
- 3 落札者を決定した日
令和3年9月24日
- 4 落札者の名称および所在地
吉岡幸株式会社
福井県福井市宝永3丁目22-5
- 5 落札金額
58,146,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 規則第4条の規定による公告を行った日
令和3年8月10日

政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札を実施するので、特定調達契約に係る福井県財務規則の特例に関する規則(平成7年福井県規則第82号)第4条の規定により、次のとおり公告する。

令和4年8月9日

福井県知事 杉本 達治

- 1 一般競争入札に付する事項
 - (1) 調達をする特定役務(以下「調達役務」という。)の名称
運転者管理システムの共通基盤への移行作業委託および周辺機器の賃借・保守業務内容
 - (2) 業務内容
入札説明書および仕様書(以下「入札説明書等」という。)による。
 - (3) 契約期間
ア 全契約期間
令和4年9月29日から令和10年12月31日
イ リハーサル、本番移行等の移行作業
令和4年9月29日から令和6年1月31日
ウ 周辺機器の賃借、保守委託
令和6年1月1日から令和10年12月31日

令和4年8月9日(火)

福井県報第208号

2 入札に参加する者に必要な資格

この入札に参加することができる者は、特定調達契約(政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約をいう。以下同じ。)に係る競争入札参加資格(以下「資格」という。)について別に知事が行う審査により認定を受けた者(この公告の日から開札の日時までには資格の認定を受けた者を含む。)で、次に掲げる条件をすべて満たすものとする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項に規定する者でないこと。
- (2) 入札の日において、現に福井県の指名停止措置を受けている者でないこと。
- (3) この入札に併せて行われる技術的審査により、この入札に係る業務を実施する技術的能力および体制を有すると認められる者であること。
- (4) 次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。
 - ア 役員等(個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員またはその支店もしくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。)が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)である者
 - イ 暴力団(暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)または暴力団員が経営に実質的に関与している者
 - ウ 役員等が自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員の利用等をしている者
 - エ 役員等が暴力団もしくは暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的もしくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、または関与している者
 - オ 役員等が暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- 3 電子入札の実施
入札に係る入札参加資格の確認申請および入札書の提出は、契約担当者の使用に係る電子計算機と入札に参加する者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織(以下「電子入札システム」という。)を使用して行う。
なお、やむを得ない事由により電子入札システムを使用して入札参加資格の確認申請または入札書の提出を行うことができない者は、入札手続に支障がない場合に限り、紙入札承認願を契約担当者に提出し、契約担当者の承認を得て、紙による入札参加資格確認申請書または入札書の提出を行うことができる。
- 4 入札説明書等の交付
 - (1) 入札説明書等の交付場所、契約条項を示す場所、契約に関する事務を担当する部局の名称および所在地ならびにこの入札に関する問い合わせ先
〒910-8515
福井県福井市大手3丁目17-1

福井県警察本部警務部会計課契約係

電話 0776-22-2880

(内線2271)

- (2) 入札説明書等の交付は上記の場所で行うほか、福井県物品等入札情報サービスシステムで公開する。

5 資格の確認に関する事項

この入札に参加しようとする者は、申請書（電子入札システムによる様式。なお、契約担当者の承認を得て、紙による申請書または入札書の提出を行う者にあつては、入札説明書様式2）に必要書類を添えて次のとおり提出し、この入札に係る業務に関し福井県の技術審査を受け、資格の確認を受けなければならない。

(1) 申請書等の提出期間

令和4年8月9日（火）から令和4年8月30日（火）まで（福井県の休日を定める条例（平成元年福井県条例第2号）第1条第1項各号に掲げる日を除く。）の9時から17時まで

(2) 申請書等の提出方法

ア 電子入札システムを使用して送信する。

なお、資料の提出を有効に行うためには、申請書の情報が、提出期間中に契約担当者が本件入札に使用する電子計算機に備え付けられたファイルに記録されなければならない。

申請書の提出に使用するICカードは、電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）に基づき主務大臣の認定を受けた特定認証業務を行う者が発行したもので、かつ福井県物品等競争入札参加資格者名簿に登録された代表者の名義で取得し、そのICカード情報を福井県の電子入札システムに利用者登録したものである。

イ 紙入札に係る申請書等の提出先および提出方法

(ア) 提出先

〒919-0476

福井県坂井市春江町針原58-10

福井県警察本部交通部運転免許課免許システム係

電話 0776-51-2820

(内線374)

(イ) 提出方法

持参または郵送すること。（郵送する場合は簡易書留郵便とする。）

6 入札書の提出方法、提出期間および開札日時、場所

(1) 入札書の提出方法

ア 電子入札システムを使用して送信する。

イ 紙入札に係る入札書等の提出先および提出方法

(ア) 提出先

〒910-8515

福井県福井市大手3丁目17-1

福井県警察本部警務部会計課用度係

電話 0776-22-2880

(内線2221)

(イ) 提出方法

持参または郵送すること。（郵送する場合は簡易書留郵便とする。）

(2) 入札書の提出期間

令和4年9月20日（火）8時30分から17時まで

令和4年9月21日（水）8時30分から16時まで

(3) 開札日時

令和4年9月22日（木）14時

(4) 開札場所

福井県福井市大手3丁目17-1

福井県警察本部会議室

7 入札方法

落札者の決定にあつては、入札書に記載された金額に、当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（加算後の金額に1円未満の端数金額があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札参加者は、消費税および地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

8 落札者の決定に関する事項

この入札に係る調達役務の予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

9 その他

(1) この入札に係る一連の手続および契約に関する手続において使用する言語および通貨

日本語および日本国通貨とする。

(2) 入札保証金および契約保証金

福井県財務規則（昭和39年福井県規則第11号）の規定による。

(3) 入札の無効

福井県財務規則第151条の規定による。

(4) 契約書作成の要否

要

(5) 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置

ア 受注者は、福井県暴力団排除条例（平成22年福井県条例第31号）第5条第2

項の規定の趣旨にのっとり、暴力団員または暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者による不当介入を受けたときは、速やかに所轄の警察署に届け出を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。

イ アにより、警察署に届け出たときは、その旨を速やかに発注者に報告すること。なお、上記アの届出を怠ったときは、物品購入等の契約に係る指名停止措置要領の規定に基づき、指名停止等の措置を講じることがあるので注意すること。

- (6) 2に記載する別に知事が行う審査を申請する時期と場所
ア 申請者の受付時期

福井県の休日を含める条例（平成元年福井県条例第2号）第1条第1項各号に掲げる日を除き、随時申請を受け付ける。

- イ 申請書の交付場所および提出場所ならびに申請に関する問い合わせ先
〒910-8580
福井県福井市大手3丁目17-1

福井県会計局会計課 総務第三グループ

電話 0776-20-0253

- (7) この公告に掲げるもののほか、この入札に関し必要な事項は、入札説明書等による。

10 Summary

- (1) Nature and quantity of service to be required
Entrustment of migration work to the common infrastructure for driver management system and lease,maintenance of peripheral equipment

- (2) Date,Time of Bidding

2:00P.M.22 September 2022

- (3) Period of Contract

From 29 September 2022 to 31 December 2028

- (4) Contact point for the notice

Accounting Division

Fukui Prefectural Headquarter,3-17-1 Ote,Fukui City,Fukui Prefecture,910-8515

Japan.

Tel 0776-22-2880(extension 2271)

政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札を実施するので、特定調達契約に係る福井県財務規則の特例に関する規則（平成7年福井県規則第82号）第4条の規定により、次のとおり公告する。

令和4年8月9日

福井県知事 杉本 達治

- 1 一般競争入札に付する事項

- (1) 調達をする物品（以下「調達物品」という。）の名称
福井県警察の端末装置等（「福井県警察端末装置等調達仕様書」とのとり。）

- (2) 業務内容

「入札説明書」および「福井県警察端末装置等調達仕様書（以下「入札説明書等」という。）による。

- (3) 納入期限

令和5年3月31日（金）

- (4) 納入場所

福井県福井市大手3丁目17番1号

福井県警察本部警務部情報管理課

- 2 入札に参加する者に必要な資格

この入札に参加することができる者は、特定調達契約（政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約をいう。以下同じ。）に係る競争入札参加資格（以下「資格」という。）について別に知事が行う審査により認定を受けた者（この公告の日から開札の日時までに資格の認定を受けた者を含む。）で、次に掲げる条件をすべて満たすものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者でないこと。

- (2) 入札の日において現に福井県の指名停止措置を受けている者でないこと。

- (3) この入札に併せて行われる技術的審査により、この入札に係る調達物品を納入する技術的能力および体制を有すると認められる者であること。

- (4) 次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員またはその支店もしくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）または暴力団員が経営に実質的に関与している者
ウ 役員等が自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員の利用等をしている者
エ 役員等が、暴力団もしくは暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的もしくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、または関与している者

オ 役員等が暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

- 3 電子入札の実施

入札に係る入札参加資格の確認申請および入札書の提出は、契約担当者の使用に係る電子計算機と入札に参加する者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電

子情報処理組織（以下「電子入札システム」という。）を使用して行う。

なお、やむを得ない事由により電子入札システムを使用して入札参加資格の確認申請または入札書の提出を行うことができない者は、入札手続に支障がない場合に限り、紙入札承認願を契約担当者に提出し、契約担当者の承認を得て、紙による入札参加資格確認申請書または入札書の提出を行うことができる。

4 入札説明書等の交付

(1) 入札説明書等の交付場所、契約条項を示す場所、契約に関する事務を担当する部局の名称および所在地ならびにこの入札に関する問い合わせ先

〒910-8515

福井県福井市大手3丁目17-1

福井県警察本部警務部会計課契約係

電話 0776-22-2880（内線2271）

(2) 入札説明書等の交付期間

令和4年8月9日（火）から令和4年8月30日（火）まで（福井県の休日を含める条例（平成元年福井県条例第2号）第1条第1項各号に掲げる日を除く。）の午前9時から午後5時まで

(3) 入札説明書等の交付は上記の場所で行うほか、福井県物品等入札情報サービスシステムで公開する。

5 資格の確認に関する事項

この入札に参加しようとする者は、申請書（電子入札システムによる様式。なお、契約担当者の承認を得て、紙による申請書または入札書の提出を行う者（以下「紙入札者」という。）にあつては、入札説明書別紙様式3）に、必要書類を添えて次のとおり提出し、この入札に係る業務に関し福井県の技術的審査を受け、資格の確認を受けなければならない。

(1) 申請書等の提出期間

令和4年8月9日（火）午前9時から

令和4年8月30日（火）午後5時まで

(2) 申請書等の提出方法

電子入札システムを使用して送信する。（ただし、入札参加資格確認資料については、持参または配達記録の残る書留郵便（提出締切日時までに必着）での提出を可能とする。）

なお、資料の提出を有効に行うためには、申請書の情報が、提出期間中に、契約担当者か本件入札に使用する電子計算機に備え付けられたファイルに記録されなければならない。

申請書の提出に使用するICカードは、電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）に基づき主務大臣の認定を受けた特定認証業務を行う者が発行したもので、かつ福井県物品等競争入札参加資格者名簿に登録された代表者の名義

で取得し、そのICカード情報を福井県の電子入札システムに利用者登録したものと

する。

(3) 紙入札に係る申請書等の提出先および提出方法

ア 提出先

〒910-8515

福井県福井市大手3丁目17-1

福井県警察本部警務部情報管理課

電話 0776-22-2880（内線2423）

イ 提出方法

持参または郵送すること（郵送する場合は簡易書留郵便とする。）。

6 入札書の提出方法、提出期間

(1) 入札書の提出方法

入札書は電子入札システムを使用して送信すること。

(2) 入札書の提出期間

令和4年9月20日（火）午前8時30分から午後5時まで
令和4年9月21日（水）午前8時30分から午後4時まで

(3) 紙入札に係る入札書の提出先および提出方法

ア 提出先

〒910-8515

福井県福井市大手3丁目17-1

福井県警察本部警務部会計課用度係

電話 0776-22-2880（内線2221）

イ 提出方法

持参または配達記録の残る書留郵便（提出締切日時までに必着）により提出すること。

7 開札の日時および場所

(1) 日時

令和4年9月22日（木）午前10時30分

(2) 場所

福井県福井市大手3丁目17-1

福井県警察本部会議室

8 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に、当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（加算後の金額に1円未満の端数金額があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札参加者は、消費税および地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

9 落札者の決定に関する事項
この入札に係る調達物品の予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

10 その他

(1) この入札に係る一連の手続および契約に関する手続において使用する言語および通貨
日本語および日本国通貨とする。

(2) 入札保証金および契約保証金
福井県財務規則（昭和39年福井県規則第11号）の規定による。

(3) 入札の無効
福井県財務規則第151条の規定による。

(4) 契約書作成の要否

(5) 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置

ア 受注者は、福井県暴力団排除条例（平成22年福井県条例第31号）第5条第2項の規定の趣旨にのっとり、暴力団員または暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者による不当介入を受けたときは、速やかに所轄の警察署に届出を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。

イ アにより、警察署に届け出たときは、その旨を速やかに発注者に報告すること。

なお、上記アの届出を怠ったときは、物品購入等の契約に係る指名停止措置要領の規定に基づき、指名停止等の措置を講じることがあるので注意すること。

(6) 2に記載する別に知事が行う審査を申請する時期と場所

ア 申請者の受付時期

福井県の休日を含め、随時申請を受け付ける。

イ 申請書の交付場所および提出場所ならびに申請に関する問い合わせ先

〒910-8580

福井県福井市大手3丁目17-1

福井県会計局会計課 総務第三グループ

電話 0776-20-0253

(7) この公告に掲げるもののほか、この入札に関して必要な事項は、入札説明書等による。

1.1 Summary

(1) Nature and quantity of the service to be required

Purchase of terminals in Fukui Prefectural Police

(2) Date/Time of bidding

10:30A.M. 22 September 2022

(3) Period of Contract

From 30 September 2022 to 31 March 2023

(4) Contact point for the notice

Accounting Division

Fukui Prefectural Police Headquarter,

3-17-1 Ote,Fukui City,

Fukui Prefecture,910-8515 Japan.

TEL0776-22-2880(extension 2271)

福井県選管委員会告示

福井県選挙管理委員会告示第105号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定により、政治団体の設立の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定により、次のとおり告示する。

令和4年8月9日

福井県選挙管理委員会

委員長 金井 亨

（その他の政治団体）

（国会議員関係政治団体以外の政治団体）

届出年月日	政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の名	主たる事務所の所在地
令和4年6月29日	岩本ふみえを応援する会	岩本 史枝	岩本 麻理恵	福井市文京1-39-10

福井県選挙管理委員会告示第106号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条第1項の規定により、政治団体の届出事項の異動に係る届出があったので、同法第7条の2第1項の規定により、次のとおり告示する。

令和4年8月9日

福井県選挙管理委員会

委員長 金井 亨

異動年月日	政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	異動内容	
				新	旧
令和4年6月7日	福井県宅建政治連盟	坂田 信行	代表者	坂田 信行	加藤 信一
			会計責任者	杉谷 光由	奥田 聖次
令和4年6月26日	くすのき圭介を育む会	酒井 誠則	主たる事務所の所在地	吉田郡永平寺町東古市12-16	吉田郡永平寺町東古市17-15
令和4年7月6日	くすのき圭介を育む会	酒井 誠則	主たる事務所の所在地	吉田郡永平寺町東古市17-15	吉田郡永平寺町東古市12-16

福井県選挙管理委員会告示第107号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定により、政治団体の解散の届出があったので、同条第3項の規定により、次のとおり告示する。

令和4年8月9日

福井県選挙管理委員会

委員長 金井 亨

解散年月日	政治団体の名称	代表者の氏名
令和4年3月5日	兵庫賢一後援会	早川 兼幸
令和4年6月15日	自由民主党福井県教育流通支部	杉本 隆文

公安委員会告示

福井県公安委員会告示第88号

警備業法（昭和47年法律第117号）第23条第1項に規定する検定を次のとおり実施する。

令和4年8月9日

福井県公安委員会

委員長 奥井 隆

1 検定の区分、実施日、時間および場所
(1) 検定の区分、実施日および時間

ア 学科試験

イ 実技試験

(2) 実施場所

ア 学科試験

福井県福井市宝永3丁目8番1号

福井県警察本部第2分庁舎2階第2会議室

イ 実技試験

福井県越前市余田町第2号1番地1

福井県警察本部交通部運転免許課丹南分室

2 定員

各20人

3 受検資格

(1) 交通誘導警備業務2級

福井県内に住所を有する者または福井県内の営業所に所属する警備員

(2) 交通誘導警備業務1級

(1)に掲げる者であって、次のいずれかに該当するもの

ア 交通誘導警備業務2級の検定に係る合格証明書の交付を受けている者であって、当該合格証明書の交付を受けた後、交通誘導警備業務に従事した期間が1年以上である者

イ 福井県公安委員会が、アに掲げる者と同等以上の知識および能力を有すると認めらる者

4 検定試験の方法および内容

学科試験および実技試験により行う。

ただし、学科試験に合格しなかった者に対しては、実技試験は行わない。

(1) 交通誘導警備業務1級

ア 学科試験

(ア) 警備業務に関する基本的な事項

(イ) 法令に関すること。

(ウ) 車両等の誘導に関すること。

(エ) 交通誘導警備業務の管理に関すること。

(オ) 工事現場その他人または車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

イ 実技試験

(ア) 車両等の誘導に関すること。

(イ) 交通誘導警備業務の管理に関すること。

(ウ) 工事現場その他人または車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

(2) 交通誘導警備業務2級

ア 学科試験

(ア) 警備業務に関する基本的な事項

(イ) 法令に関すること。

(ウ) 車両等の誘導に関すること。

(エ) 工事現場その他人または車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が

発生した場合における応急の措置に関すること。

イ 実技試験

(ア) 車両等の誘導に関すること。

(イ) 工事現場その他人または車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

5 申請手続等

(1) 受付期間

令和4年10月24日(月)から同年10月28日(金)までの午前9時から午後0時までおよび午後1時から午後5時までの間
ただし、定員になり次第受付を終了する。

(2) 検定申請書等の提出先

検定を受けようとする者(以下「検定申請者」という。)の住所または検定申請者の属する営業所の所在地を管轄する警察署

なお、原則として本人が直接申請することとし、郵送や代理人による申請は認めない。

(3) 提出書類等

ア 検定申請書 1通

イ 写真(申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景、縦3センチメートル、横2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名および撮影年月日を記載したもの) 2葉

ウ 検定申請者の住所地を管轄する警察署に申請する者にあつては、その者の住所地を疎明する書面 1通

エ 警備員でその者が属する営業所の所在地を管轄する警察署に申請する者にあつては、その者が当該営業所に属することを疎明する書面 1通

オ 3(2)アに該当する者にあつては、交通誘導警備業務2級の検定に係る合格証明書の写しおよび当該合格証明書の交付を受けた後、当該業務に従事した期間が1年以上であることを疎明する書面 各1通

カ 3(2)イに該当する者にあつては、当該疎明書面 1通

(4) 受検手数料

14,000円に相当する手数料を、受付時に受理番号を取得してから納入すること。

なお、納付された受検手数料は、返還しない。

6 その他

(1) 検定受検時の携行品

ア 学科試験

・ 筆記用具

イ 実技試験

・ 筆記用具

・ 雨具

(2) 受検票の交付

受検票は、学科試験当日の受付時に交付する。

7 検定に関する問合せ先

福井県警察本部生活安全部生活安全企画課

電話0776-22-2880(内線3192、6334) または各警察署生活安全課(係)

令和四年八月九日発

行

発行人

〒九一〇一八五八〇

福井県福井市大手三丁目十七番一号

福

井

県